

参議院大蔵委員会會議録第三十七号

昭和三十一年六月九日(火曜日)

午前十一時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
新谷寅三郎君

柴田 榮君

西川甚五郎君

成瀬 暢治君

渋谷 邦彦君

天田 勝正君

委員

青木 一男君

大谷 實雄君

岡崎 真一君

佐野 廣君

高橋 衛君

堀 末治君

柴谷 要君

野々山一三君

原島 宏治君

鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省管財局長

事務局側

大蔵省管財局長

事務局長

説明員

大蔵省管財局
有財産第一課長

宮川 国生君

本日の會議に付した案件

○国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
国有財産法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○成瀬暢治君 この前、いわゆる地方審議会というものは有名無実なのか、それとも妥当な審議をしておみえになるのか、実はわれわれとしては、速記録もございませぬから、議事録等も手元にございませぬから、公的な場でなくともいいが、ひとつお知らせが願えないものであろうかということを申し上げたときに、それじゃひとつ何とか説明をしようじゃないかということになっておるが、まだ実は私も承つておらなかつたわけですが、で、こういう公的な場で御質問するのめいがかがと実は思つておるわけですが、あなたのほうに、地方審議会、たとえばある案件、特に私は問題になつておるようなところの案件について、地方審議会ですら審議をしたかということについて明らかに実情をいいたいだいたらいいていいですか、今後の参考にもなると思うわけですが、そういう速記録をこゝろにお出しになる用意があるのかないのか。

○政府委員(江守堅太郎君) 地方審議会の会長の御同意を得ましたならば、そういう議事経過、議事記録などをお出しすることができるようになつておりますので、何か具体的な案件につきまして御指示がありましたら、

その問題につきまして、会長のお許しを得まして委員会に資料を提出することができると思ひます。

○成瀬暢治君 私がこゝでどうだということの問題になつても、あなたのほうは、もう胸に手をお置きになれば、どこの問題になつていふことはおわかりなんですね、そういうことについては、たとえば、地方審議会においてどういふ議論をし、どういふふうにはこれは用途として使われていく、これは幾らぐらいの値段が妥当なんだ、そしてこれは間違ひがないのだ、そして、この審議委員の人たちは、そういうたとえば民間会社に払い下げするやうな場合に、関係のある人がその審議委員会の中に入れるかどうかというやうなことは、私は検討済みだと思ふのです。そういうことで、したがつて、そういう場合には、もうすでに速記録を、議事録を取り寄せて検討をしておみえになると思ひますが、いま聞きますと、これから会長の承認を得たら出しますよというやうなことになる。ですから、あなたのほうは、そういうものをすでに取り寄せて、十分検討をしておみえになりはしないか、こゝろを開きしておるわけですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 私はいま、お出しをいたしますためにはそういうことが必要だということを申し上げたのでございまして、私どもとしては、もちろん十分、問題になりました案件については、速記録をとっておりま

ところ、そうでないところとございしますが、議事録というものをつくつております。また、それに出席した者も、当事者もおられるわけでございますので、十分その辺の事情は聞いておる次第でございまして。

○成瀬暢治君 そうすると、問題に一応なつたところについては、議事録がすでにあなたのほうにはあるのだというふうには了解してよろしゅうございすですね。それで、それは、たとえば、たとえば私個人が見せていただくやうなやうな場合には、公開ではございませぬので、それは見せることにやぶさかでない、こういうことですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 御指摘になりますものがどういふものであるかわかりませぬのでございしますが、非常に問題になつておられますやうなものについては手元にございまして、その三つに分類できますが、関係行政機関の職員としましては、防衛庁建設本部建設部長、法務局長、国税局長、営林局長、通商産業局長、地方建設局長、関東地方ににつきましては首都圏整備委員会の事務局長、こゝろの方を選びなさい、こゝろの方からおおむね基準として採るといふことになつておられます。原則として次に掲げる者または各界の代表的な人物を任命すると、こゝろのことになつておられます。それから、地方公共団体の職員としましては、関係都道府県知事、それから関係市長、それから学識経験のある者からは、まず第一に金融界関係者、次

は産業界関係者、三番目は中小企業界関係者、四番目は不動産業界関係者、五番目は建設業界関係者、六番目は山林業関係者、七番目は学識経験者、八番目は法曹界関係者、九番目は言論界関係者、十番目は都市計画関係者、こういったものから原則としておおむね次に掲げる者または各界の代表的な人物を任命するものとする、こういう通達を出しております。

○成瀬清治君 私、先ほど申しましたように、少なくとも国のものを処分するので、一応資料として各地方審議会のメンバーが出ておりますが、学識経験者であります、民間人というよりも、むしろ非常に行政機関の側にウェイトが置かれておいて、これでは、決して悪いとは言いませんけれども、行政機関の意のままになるようなふうの構成ではないか、こういうふうに受け取れるのです、実際構成人員を見て、幹事の人を見ても全部そういうことになっておるし、そういうふうに受け取れるわけですが、こういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○説明員(宮川国生君) 地方審議会の委員の定数は三十名以内になっております。ただいま申しました関係行政機関の職員は、関東の場合を除きますと六人でございます。そのほか地方公共団体の職員は、これは各財務局によって多いところ、あるいは少ないところとございますが、大体三、四人程度だと思ひます。したがって、大体十人くらいがまあいわゆる関係行政機関あるいは地方公共団体の職員ということになりまして、あとのおおむね二十人くらいは、これは学識経験者ということ

になっておりますので、どちらかといへばウェイトは学識経験のほうに置いてある、こういうふうにして思っております。

○成瀬清治君 ぼくは形式的なことを言うのじゃなくて……それじゃ別な受けられるような側の人が多くて、民間人というならば、払い下げにはんとうに無関係だという人は少ないと思うのだよ、むしろ。たとえば何々会社の社長というより、たとえば、一社の社長じゃないですよ。どっかの監査役とか取締役をやっておるとか、何かやっておられる方が多いわけなんです。学識経験者の中ではむしろそういう人たちが多いのじゃないかと。だから、むしろ払い下げを受けられる、その立場の人たちが多いのじゃないか、何らかの関係のある人が、一見、全部の件数とは申しませんが、全部、そういうような人が多いんじゃないか。たとえば公認会計士にすれば、その会社にあるいは銀行の支店長でいえば、その会社に大きく融資をしておるとか、そういうふうで、どうも見たところ、ど

う考え方でおやりになっておるのじゃないかというふうに受け取れるわけですが、どうですか。

そうして、こういう人たちはいろいろな仕事があるために、出席はされるかもしれないが、その熱心じゃないでしよう。これが妥当なものでどうかというふうなことに、実際に、失礼な言い方になりますけれども、たいへん多忙な人ですから、それは私は時間的な余裕があるとは思えないのです。どうなんですか、それは。

○説明員(宮川国生君) 学識経験者の方々、名前をこり見ますと、大体地方のいわゆる財界とか言論界、法曹界、そういう方々の最も代表的な方々を選んでおります。したがって、いま先生のおっしゃいましたように、そういう方々はいろいろな企業に関係があり、なかにもいろいろな企業に関係がある、かりに監査役とかあるいは取締役とか、こういうこととでその企業に関係があるときは、もちろんその審議には、議決には加わることができないということになっております。そのほか、たとえばいろいろな融資の関係で知っておるとか、あるいは公認会計士の関係で知っておるとか、そればかりではなくて、地方におかれて自然と顔なじみでできればそういうことがあるかもしれないが、同時に、大体ここに選ばれた方はその地方における名士の第一人者といわれておる方々であります、そういう方々は決して、単なる自分の知り合いであるとか、そういう点で動かされて意見を述べておられないで、もっと公正に、大局から見て意見を述べられておる、こういうふうには私は思っております。

○成瀬清治君 これを、あなたのほうは、この基準ですね、学識経験者のもをどういうふうに選んだらいいかという点について、もう一度検討をしてやり直す意思はございませんか。

あなたは、それは関係のあった場合にはその審議の委員から抜けてもらうから、それはそれで終わりますよと言ふ。そういう人情と申しましょうか、人間社会の機微なんというものを無視してのお話のようですが、そういうものじゃないですよ、実際は、運営の審議というものは、たとえば、おれのところ、今度やつてやるから頼むぞよと言つて、抜けるぐらいのことは簡単にできますよ。しかし、結論はどうなるかというところ、大体その影響が大きいということとはあたりまえのことなんですよ。

ですから、ずっと見て、あまりにもぼくは一方に偏した、少なくとも公平な立場からやれるような人を選ぶんだというふうな立場で、いまだし人選というか、基準というものを検討してみよう必要があるんじゃないか。

○政府委員(江守堅太郎君) 一般国民の利益を守るのに必要な意見をお述べになる委員の方を選ぶということは、私ども最も大事なことであります。ただ、委員を選びます基準というより、なことは表現をいたしました場合、それでどのような基準でそのような方を選んでもらえるような基準を、ことばにあらわすことができるかという点になります、なかなか私どもは苦心をしておるところでございますが、もう私どもは学識経験のある方々という方々こそ、そういう、先ほど申しましたような、一般的な立場で国民

民の財産である国有財産の管理、処分の適正を期するために、いろいろの御意見をいただくのに、学識経験のある方々からそういう御意見をいただけるのだという表現を現在とおるわけでございます。

ですから、問題は、そういう学識経験のある方々。その基準としては、一応それと関係の金融界、産業界、中小企業、その他先ほど申しましたようないろいろな関係者の方から選ぶという一応の基準を示してございまして、これはあくまで一応の基準でございまして、問題は、そういう基準に基づいて具体的にどのような人を選任するかという、財務局での実際の人の選ぶ方にあると思ひます。

で、たとえば名古屋の審議会などを見てまいりました、確かに仰せのように、公認会計士の方、あるいは会社の社長、銀行の支店長、弁護士という方々もございまして、その中には、たとえば連合婦人会の代表という方々にも入っていただいているわけでございます。まあ、こういう、具体的にどのような人を選ぶかということによりまして、成瀬委員のおっしゃるような御心配なさるような向きは、われわれとしても極力解消するように努力をいたしておるわけでございますが、まあ基準を考えた直すと、私ども、現在の基準で委員の方々の選任に不十分な向きがあるならば、十分そういう基準そのものについても考え直さなきゃならないと思ひますけれども、一応このような基準によりまして、具体的な人選について誤りのないようにより努力いたしましたならば、いまおっしゃいましたような、とにかく何

か利害関係があるというよりなことで、一方に片寄った御意見が出るというよりな心配はないんじゃないかと思ひます。

ことに、またこれはほぼ三十人をもつて構成されておる委員会でございますし、その委員会のいろいろの御議論の中で、特定の委員の御発言というものがそのまゝ通るといふようなこともございませぬ。やはり委員会のいろいろの御議論の中で、それが統一的な国民的な立場での処分という線が出るような調整をされてまいるかと思ひますのでございませぬが、いずれにいたしまして、

も、いわば国民の利益をそこなう心配のあるような審議のあり方、あるいは委員の選定方というよりな点につきましては、私どもとしては絶対そういふことのないように今後努力をしてみたいと思ひます。

○成瀬幡治君 あなたは、素直に受け取つて、たとえば学識経験者であるのを、何も東海だけではなくて、北陸を見て、あるいは中国を見られても、これで一方に片寄つておるとお思ひになりませんか。これでは商工会議所の連中みないなものですよ。

○政府委員(江守堅太郎君) 基準といひましては、先ほど申しましたように、金融、産業、中小企業、不動産、建設業、山林業、業界といひましてはそういうもの、そのほかには学

界、法曹界、言論、都市計画というよりな方々の中から選んでおるわけでございます。いわば、たとえば、それでは納税者の利益代表というよりな人をこの中に入れるということは、あるいは可能かと思ひます。その場合に、具体的にそつた方をどういふふう

して選ぶかという問題になりますと、これはなかなか、かえつて恣意的になされる心配がある。結局こういふ学識経験というものを幾つかに分類しまして、そうして選んでいくよりほかはないのではなからうかと思ひます。

それから、現在の審議会の審議の現実から申しまして、そのような学識経験のある者として、先ほど申しましたような基準で選んで委員になつていただいておる委員の方々の審議会での御意見というものが、諸閣する立場の財務局から見ても、これは一方に偏した御意見であるというよりな事例はなかつたと思ひます。でございますので、基準の問題としてこれをどうするかというところが非常にむづかしい問題と思ひますが、とにかく運用におきまして、ほんとうに公正な御意見もいただける方々を選ぶということについて、極力努力をしてみたいと思ひます。

○成瀬幡治君 ああ、ね、ぼくが言いたいことは、何か、たとえば東海に例をとれば、学識経験のうちで、社長と名のつく者が何人ありますか、一体。

○政府委員(江守堅太郎君) 六名。

○成瀬幡治君 十三人の中で六人というのは片寄つておりませんか。あるい

は、あとは支店長とか、あるいは専務理事とかというよりなことは、これは大体社長と同じようなものです。ね、名前が。そうしたら、こういう点で、これであるほど持てる者のほうの代表が多うて、納税者とおつしやるけれども、もつといへば、払い下げを受ける可能性のある人たちのほうが多いのです。払い下げを受ける可能性のある代表ばかりではないかと言つていふのです。そうじゃなく、公正なる、少なくとも半数以上はそういうことに対して無関係な人を選んだらどうだということをお願いしたいわけですが、どういふ形にしろ、困難だといふわけではないです。やる気があるのかないのかということ。

○政府委員(江守堅太郎君) 金融界、産業界というよりな、それから先ほど申し上げましたいろいろな業界の中で、各界の代表的な方々に委員になつていただくというたてまえでやつておりますが、そうなりますと、やはり金融界で申しますならば、地元の銀行の頭取とか、それから産業界でいいますならば、その産業が何になりますか、やはり何らかの産業の社長をしておられる方というよりなことになるざるを得ないのではないかと思ひます。そのほか、そういう業界に全然関係のない方々として、たとえば新聞社の代表の方、あるいは弁護士の方、それからまた連合婦人会の代表というよりな方々、それからやはり地方公共団体の職員、これは実際問題としては各

県の知事の方々に来ていただいておりますわけでございますが、そういう方に、やはりこれはいわば中立的に、国民的な立場でいろいろ御審議を願つて

おります。それから、関係行政機関の職員、これは出先の法務省、国税局の局長でございますが、この人たちのやはりそういう立場での審議に参加しておるわけでございます。まず第一に産業界、金融界の出身の方々それ自体も、委員としてのお立場はやはり中立公正なお立場であるわけでございますが、それ以外の委員の方々はその立場そのものがもうすでにそういう中立的な立場での委員というふうにして私どもは考へて、委員になつていただいておりますわけでございます。

○成瀬幡治君 ああ、ね、こういう考え方はいいませんか。いま言つたのは払い下げを受ける可能性のある側の人ばかりではないか、それにあるいは関係のある人が多いではないか。そうではないかと、そういうことには無関係の、ほんとうに無関係の方を多数出したほうがいいより公正になりはしないか、こういう意見に対してはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 払い下げを受ける者も、委員であられる場合はもちろんその審議会には参加をしていただく。それから、払い下げを受ける業界に關係のある者はこれは不適当であるという御意見かと思ひますけれども、そういう委員をお選びしたらいいの。もちろん、出先の関係機関の長、これはまあ関係がないのでございませうが、たとえば府県の知事の方々でも、これは当然そういう間接的には關係をお持ちでございます。それから、たとえば、私思ひついでございませうが、たとえば納税貯蓄組合の長を委員に選んだという場合でも、やはりそれは納

税貯蓄組合の長の方も何らかの形において払い下げを受けるほうにも關係があるわけでございます。

要するに、国民全体が払い下げを受ける立場に、大なり小なり、直接、間接には關係があるわけでございます。それで、やはり払い下げを受ける側の国民の方々から選ぶわけでございます。全然払い下げと關係のない者から選ぶといふことは、私は不可能ではないか。要するに程度の問題であつて、それが非常に濃いか薄いかという問題でございまして、私どもとしては、決して特定の個人の方に着目してお選びしては、わけではございませぬ、やはりそれぞれの業界の意見を代表してお伺いするのだといふことでお選びをしておるのでございませぬ、いまのような選び方をせざるを得ないのではないかと、いふふうにお考へる次第でございます。

○成瀬幡治君 ああ、ね、局長がどういふことを言おうと、結局、たとえばこの六月二日に一億円以上のあなたのほうの払い下げの資料をいただきまして、全部随契ですね。そして随契なんですから、特定の個人に払い下げる。特命と同じです。しかも、そういう人たちは、たとえば何々会社の社長というよりな人たちは、国有財産の払い下げを受ける直接の關係のある側なのである。あるいはそれに間接的な關係を持つてゐる人たちのほうが多いわけ

です。そうじゃなく、もう少し、民間人から学識経験者として選ぶなら、ほんとうに無関係な人を選んでほしいと思ふんです。そのほうが国民の財産が公正に守られると思ふんです。どんな弁明をされても、直接、間接に、濃

薄いとおっしゃるけれども、濃過ぎるのだ、あまりにも。色の度合いと言われるなら、濃過ぎますよ。もう少し薄い人を選ばれたほうが妥当なんですよ。ですから、私はもう一度検討をしてみたいと思います。あなたがここで何べんも同じことを繰り返しておつても、これは押し問答になりますからね。

○政府委員(江守堅太郎君) 仰せの趣旨に従ひまして十分検討いたします。

○柴谷要君 関連で二、三御質問したいと思うんですが、国有財産地方審議会の昭和三十一年六月から法制化された三十二年六月までの一年間は、閣議決定によって審議会が発足をしている。自來、三十二年六月から三十七年三月までの統計が出てくるわけですが、その統計を見ますと、六年間で大体開催された審議会の回数が二百七十一回、これを区分をいたしますと、うち、関東が五十一回、近畿が三十回、北海道が十四回、東北二十二回、東海二十回、北陸十九回、中国三十回、四国が二十七回、北九州が二十七回、南九州が三十一回、こういう二百七十一回の開催になっている。六年間に北海道のごときは十四回しか開催をされておられない。これを一年にしますと、二回ないし三回という程度の地方審議会なんです。そのようなことで、はたして成瀬委員から御質問のあったような、また御答弁のあったような状態がしつくりできるのかどうか。六年間で十四回。それで、しかし、付議された件数が八十六件。八十六件すべてが決定をしている。売り払いが十三件、譲与が四、交換が十四、貸し付けが三、所管が六十九、そ

の他六と、こういう統計がきちっと出ている。これほどの件数を扱うのに、六年間に二回ないし三回半ぐらいの会議でこういう重要な案件が処理されてきているという現実なんです。これに少くも不審を持つわけでありまして、けれども、これで能率終われりとお蔵省はお思いになっておられるかどうか、それからまず伺いたいと思います。

○政府委員(江守堅太郎君) 地方審議会に付議いたします案件は、売り払いにつきましては五千万円以上の案件でございます。したがって、それぞれその局によりまして、具体的に出来てまいります案件が多かったり少なかったりになっております。そのために、たとえば関東のようなどころでは非常に多いが、北海道とか北陸のようなどころでは比較的少ないというところになっておりますが、これはやはり出てまいります案件が少ないうちに、たまたまございまして、決して開催回数が非常に少ないから、審議会の機能が低い、あるいはまた熱心でないというふうなものではないかと思ひます。

○柴谷要君 そこで、お尋ねしたいんですけれども、年に二回ぐらいの審議会を開いて決定をしなければ問題が解決をしないということになるから、申請をしても、審議会待ちというふうなことで、一年あるいは決定にならないと一年半、こういうふうな長期を要すると、こういうんですが、それが行政上親切な行爲である、こういうふうにお考えになられるかどうか、この点をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(江守堅太郎君) 非常に案件が少ないから、たとえ五千万円以上の申請が出てきても、たとえば一月に出てまいりまして、ほかには案件がないから、審議会は開かぬでほうって置くというふうなことがあるわけでは、私は非常に国有財産の処分しかたをいたしまして適当でないと思ひます。でございます、案件は少ないけれども、それは緊急を要する案件が出てきたらそのつど開催をする、そしてその結果回数が少なかったんだということでありましたら、これはやむを得ないことだと思ひます。ただいまの地方審議会の運営のしかたは、審議会に付議すべき案件が出てきたけれども、ほかにはないから、しばらくはうっておくんだけれども、やはり方はいたしておらないのでございまして。その点御了承いただきたいと思ひます。

○柴谷要君 私がさきに申し上げたのは、地方審議会の開催のことを申し上げた。地方審議会の開催が非常に少ないというところは、やはり、この件数から見ましても、件数はかなり多いわけでございます。ですから、相当の期日が置かれて審議会にかかり、そこで決定をされて、諸般の手続をされて、決定事項を申請者に通告するということになる、相当期間時間がかかっているのじゃないか、こういうふうな考へるものですか、御質問申し上げたのですが、いまのような局長さんの御答弁のように、申請をされた、審議会を開いて決定をした、自後の問題が出てこなかったから回数も少なかったと、こういうことになれば、それは行政上からいってまことにけっこうなことだと思ひますが、どうも年に二回と

いうことになる、相当時間的にかかってきますので、かなり長期に置かれて審議会待ちということ、かなり申請者のほうから関係所に陳情なりいろいろのことが行なわれてきているんじゃないか、余分なことが行なわれてきているんじゃないか、こういうふうにも思ひます。ですから、お尋ねをしたわけですね。

○政府委員(江守堅太郎君) 仰せの通りでございます。たいへん恐縮とは思ひますけれども、委員の方に対する何といひますか、手当といひますか、報酬といひますか、そういうものをおわかりでしたら、極秘のものであればお尋ねしませんが、公開差しつかえなければ、ひとつお聞かせいただきたい。

○説明員(宮川国生君) 審議会の委員の手当は、会長が三千万、それから委員が二千五百円ということに、一回出席ごとにそういうことになっております。

○柴谷要君 ただいまの御答弁は、一回開催ごとに支給をする車代でございませぬ。

○説明員(宮川国生君) 車代ではございませぬ、やはり委員会に出ている委員の出席手当でございませぬ。したがって、そのほか特に遠隔の土地から委員会に出席していただいた方には、旅費ないし車馬賃の実費はお払いいたします。

○柴谷要君 そりなりますと、旅費、汽車賃などは、これは無税でしかるべきもので、この三千万には税がかかるのですか、その点もひとつお聞かせ願ひたい。

○説明員(宮川国生君) 私、税金のこととはあまり詳しく存じませんが、かかると思ひます。

○柴谷要君 実は政府でつくっております委員会の他の単価が非常に低いのです。低い。かつて私もこれは引き上げをしなきゃならぬだろうということを言ったんですけれども、昭和三十一年度の手当の問題についても、改善がなされないで、八年度と同じ額が計上されている。中には、これはそこに次官がおられますから、次官関係の労働者の最低賃金の委員会とかなんといふのがある。まことにおそろるべき単価だつたのを、いま五百円に引き上げておる。まあ三千万だから、やがて人ができますけれども、こういうような委員会の委員のことも少しは考へる必要があるんじゃないか、こういうふうに思ひますので、これは別に質問でもなければ提言でもありませんが、ひとつ参考にしていただきたいと思ひます。

○政府委員(江守堅太郎君) 仰せの通りでございます。この内容については次回までにひとつ勉強して詳しくお尋ねをしたいと思ひますが、できましたら、関東でけっこうですけれども、三十七年までの統計は出ておるのですが、三十八年一年間の関東審議会が開催が何回、付議された件数何件、その内容は、売り払い、譲与、交換、貸し付け、所管が、その他と、こうあるが、一体「その他」というのはどういうのか。この分類したものをひとつ、口頭でもけっこうですから、私にお教えを願ひたい。他の委員が御要求であれば、簡単なものでよろしいですから、資料をいただきたい。それをお願いして、次回にひとつ調べたことで御質問いたしますので、きょうはこれで、関連ですら終わります。

則によりますと、一国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）に、
 とういうものに基づいてこの地方審議

会ができるのだと。国有財産法を受けての政令でありますから、それです。から、いいのかもしれないけれども、かように地方ごとに根拠を別にしないかのごとく——全くの別でありませぬけれども、片方は国有財産法と政令と両方を受けてやるのだと言っておるのに、片方は政令だけ受けてやっていると、こういう点、その食い違い。

そうかと思うと、例をあげるばかりで長くなりますけれども、質問を短くするために申し上げます。

国有財産関係地方審議会の規則を見ますと、境界査定部会というのに非常に重きを置いている。これをいきなり第二条に持ってきておられます。ほかの各地方審議会においては、こういうものを第二条に持ってくるというのはいくつもございませぬ。しかも、関東地方においては、第四条に「境界査定部会に付議した案件については、その部会の議決をもつて審議会の議決とする。」と、こうなっている。本委員会への報告は、さらに、各委員に報告するので、それから、報告はするけれども、その審議は受けないのだ、こういうことになつてゐる。これははなはだもつてどうも、ほかの地方審議会の規則からすればおかしいのでありますし、さらにこれはたぶん近畿だと思ひますが、とにかく他の委員会におきましては、そういう、これには境界査定部会というものを明示しないのです。ただ「部会を置くことができる。」と、こうなつておつて、これは他の各地方審議会においてははたいてどこかに境界の部会というものは明示されておる。これは中央審議会においても部会は重視するから、それを受けているというほうがあ

たりまえなんです。とにかく近畿のほうはそれが一向明示されてない。明示されていなくても、部会を設けることができるのですから、設ければいいのですけれども、設けないこともあるので、さうなると。

さういふふうに二、三の例をあげても、中央審議会に準ずると必ずしも言えないのみならず、各審議会がばらばらだ、それぞれ独自の規則をつくつてゐる、こういうことは根拠法が同じなのにどうもおかしいではないかと私は思ふ。いかがですか。

○政府委員(江守堅太郎君) まず、審議会の議事を公開するかしないかという問題につきまして、原則として公開としておる審議会と例外として公開としておる審議会、それから例外とする場合に公開する手続について、それから根拠法規の問題、それから境界査定の問題等について、地方審議会それぞれ地方審議会規則の定めた内容が異なつておられます。これは実は私もごく最近非常にふしぎなことだと思つて、私自身も疑問を抱いた点でございまして、この地方審議会をつくりましますときに、管財局のほうでは、審議会規則の一種の、大体こういう規則でやつたがよろうというふうな、まあひな型のものを財務局に示しましたが、それに基いてどういふ審議会の規則をつくるかということ、それぞれの地方の審議会でおきまなつたわけでございます。したがひまして、おそろくはその当時それぞれの地方の審議会ではさういつた審議会規則をつくつたことについて理由があつたことと思ふのでございまして、私どもの目から見ましても、片方の審議会が公開が原則であ

り、片方の審議会が公開が原則でないというふうなことは、まことにおかしいと私自身思つておられますので、まあ今後の問題といたしましては、何かこれを行政指導によりまして、統一的な、各地方審議会が同じような審議会の規則をもつてやつたほうがいいのではないかと思つておられます。ただ、それぞれの地方の審議会とどういふお気持ちでこういうことをやつて、さういつた別のきめ方をしているのかという点については、実はまだ十分に検討いたしておりませぬ。十分検討いたしまして、それぞれの審議会、私どもが見ても、これはこういう事情があるのかということがありますればともかく、さうでない限りは、やはり私は統一的に改めたいというふうに考えております。

○天田勝正君 あとの二つのことについては、まだ答弁がないように思ひますが、いづれにしましても、先ほど成瀬委員の質問に對しまして、あなたは会長と協議をしてお。これは中央審議会から来ていると思ひます。ですから、審議会ができた以上は、なるべく秘密は困るけれども、困るにしても、会長が判断をしてそれを公開しないのだと、こういうことは、どうもあつてもやむを得ないのではないかと気が私にはしてゐる。しかるところ、協議をするにしても、その会長、財務局長両方に並べられると、いづれか一方が賛成しなければそれは公開ができないというところになるし、また両方に権利があれば、これは役所限りで公開しない、こういうこともできる。妙なことになる。

それから、もう一つ、だれでもふしぎだと私は思わなければならぬと思ふのですけれども、さつき言つたように、北海道の場合のごときは、公開が原則となつておるという局長の答弁ではあつたが、公開するということそのものが書いてないのです。ただそれぞれの委員には通知すると、こうなつてゐる。だから、それぞれの委員に通知するということもないのなら、まだもつと拡大解釈もできるということになります。ところが、他の審議会と同じように、委員各位及び財務局長には通知するといふふうになつてゐる以上は、言ひならば一般には知らせないのだ、こういうことに自然になると思ふ。それから、それは国有財産法それ自体の精神を結局、大げさにいへばじゅうりんとするということになりますか、

だれが考えても、中央審議会のほうがより重大なるものを審議するのでしょう。法律的にもさうであるし、学識的にもさうです。ところが、中央審議会のほうには公開をびたつたところおつて、そのあとに公開しない場合の例外がただし書きでつたところがある。ところが、片方においては公開をしないのだとはつきり言わなければかりの文章になつてゐる。これはどう考へたつて私はおかしいのではないかと、こういうことを指摘申し上げてゐるわけでありませぬ。それから、どないこの政令だけから、じゃ持つてきておられます東海地方審議会のごとくです。ほかの審議会には法律及び政令に基づいて云々と、こういう書き方をしている。それが昭和二十三年何となく、こう書くのですけれども、この東海審議会の場合、これ

はおかしいと思ひませぬか。いきなり昭和二十三年政令第二百四十六号、これを受けなければいけません。それは法文のていさう上からも完全ではないでしょう。いかがですか。この四十六ページのの上のほう。

○説明員(宮川国生君) 政令の六条の七と申しますのは、第六條の二から前条までに定めるもののほか、中央審議会又は地方審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、それぞれ中央審議会又は地方審議会の定めるところによる。と、いふことになつておられます。これが直接的にはいふやうなこの議事規則をきめました根拠法規といふことになつてゐるわけでありませぬ。ただし、国有財産法はその政令のまた一つ上の親分といふような法律の關係になりますので、丁寧に書いた局は国有財産法と施行令と両方書いたと思ひますが、東海におきましては、直近最近での上司と申しますか、根拠法規だけを書いたといふだけで、これは必ずしも私ははかつかうとしておかしいといふことではないのではなからうか、こういうふうに思つております。

それから、もう一点は、北海道の場合に、議事録の作成及び議事録の公開について、作成のことが書いてあつて公開のことが全然書いてない、むしろ公開しない方向じゃないかといふふうには思われやしないかという御質問でございます。これは北海道の場合、十八條に、会議の経過及び結果については、会長と財務局長が協議の上、発表することを適當と認めた場合に應じこれを発表する、という規定がございまして、したがつて、おそらくこれは北海

道では、こういう規定があれば何も議事録のそのつど公開ということも必要ないのじゃないかというふうなことで、ひな型にはあつたけれども落としたのじゃないか、こういうふうには思つております。

○天田勝正君 それはまあ、どうせ法律に關係した諸君が書いてゐるのですから、これで違法であるということはいふまでもないと思ふ。しかし、まあ九州には二つもあるし、四国、中国以下北海道まで、これだけ数多い審議会がありまして、そのうちいま言う東海の政令だけを受けるというのでいいというのなら、ほかの各審議会はむだのことをつけ加えて書いた、こういうことにもなるのであつて、やはりこれは平仄が合つたほうがどう考えたつていいんだし、それで説明を聞けばなるほどといつたつて、規則を書く限りにおいては、そう皆さんの意見を聞かなければならないということでは、むしろ困るのですね。ずっと文章を読めば事柄明白だ、こういうことでなければ困るので、だから、ほかの審議会が全部、政令だけを受けてやるのだ、六条の七というところに書いてあるのだから、それで十分だ、こういうのならば、ほかのもさういうふうにならば別段説明は要しない。ほかはさうでなく、これだけがさうなつてゐるというところに私は問題がある。

書いてある。それでしよ。それはそれでよろしいのですか。これも他の審議会と違つた——違つたのではないだろふけれども、書き方は違ひますね。それはどういふことですか。

○政府委員(江守聖太郎君) まず最初に、どういふ根拠に基づいてどういふ地方審議会の議事規則をつくつたか、それは各地方審議会ごとに違つておるではないか、ことに東海においては六条の七という施行令だけに基いて定めておる、ほかのところは違ふがどうだといふことでございしますが、これは、この東海地方審議会の議事規則だけがほかの審議会の議事規則とちよつとていさいの違つたきめ方をしております。ほかの審議会ではすべて、その第一条におきまして、地方審議会の組織、議事運営等については「国有財産法及び国有財産法施行令に定めるものほか、この規則の定めるところによる。」といふような書き方をいたしておる。さういふことに反しまして、国有財産東海地方審議会におきましては、第一条の前に一つ前文を置きまして、この議事規則は国有財産法施行令第六條の七によつてつくるのだといふのを書きまして、その次に第一条で「審議会の組織及び運営については、国有財産法及び国有財産法施行令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。」といふような書き方をいたしておる。さういふことではないかと思ひます。ですから、まあこれは内容的には東海だけがこのようになつたきめ方をしておるということにつきまして、私は問題はないと思ひます。

それから、境界査定部会のお話でございしますが、境界査定部会につきましても、この審議会が境界査定部会の決定が審議会の決定にかへ得るものだとさういふふうにおきめになりましたならば、私はそれも別に違法なことではないと思ひます。ただ、全体の問題といひまして、最初申しましたように、地方審議会のこのいふた議事規則あるいはその内容といふものが不統一になつておられますことにつきまして、さういふ少しこれを定めました當時のことを私も少しも調べまして、できるものは私どもも調べまして、できるものはすべて統一的にいたしたいと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対する質疑は、本日この程度にとどめておきます。

次回の委員会は明後十一日午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第二七二三号)(第二七五〇号)

一、公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願(第二七三六号)

一、公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願(第二七六〇号)

一、労音、労演に対する不当課税取りやめ等に関する請願(第二七六二号)

第二七二三号 昭和三十九年五月十二日受理
税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願
請願者 東京都千代田区神田岩本町八日本税理士会連合会内 渡沼淳 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第二七五〇号 昭和三十九年五月二十七日受理
税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願
請願者 東京都千代田区神田岩本町八日本税理士会連合会内 小宮庄三郎 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第二五八四号と同じである。

第二七三六号 昭和三十九年五月二十七日受理
公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願
請願者 福井市春山町三六福井県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 中野利三

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二七六〇号 昭和三十九年五月二十八日受理
公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 埼玉縣春日部市本町六、二五〇埼玉縣公衆浴場環境衛生同業組合内 森木善一外一名

この請願の趣旨は、第一〇三一号と同じである。

第二七六二号 昭和三十九年五月二十八日受理
労音、労演に対する不当課税取りやめ等に関する請願
請願者 長野縣岡谷市小井川六、九四五 小松幸雄 外二千八百八十九名

紹介議員 須藤 五郎君
労音、労演に對し入場税、法人税を課すること等は不当であるから、左記事項の実現を圖られたことの請願。
一、労音、労演に對する課税をすみやかに取り消し、税務調査を取りやめること。
二、労働組合、民主団体に対する一切の税務調査、課税をやめること。
三、一切の税法から「人格なき社団」に関する法文を廃止し、入場税を徹底すること。

理由
一、労音、労演に對し入場税、法人税を一方的に課税し、さらに現在なお税務調査を強行し、差押えを執行しているのは不当な権力の乱用である。本来、労音、労演は、勤労者が自主的にあつたり、よい音楽、演劇を鑑賞を中心に、会員一人一人が会費を出し合つて運営している組織であつて、法律上の権利能力をなんら有しない団体である。このような団体と、利益を目的とする一般の企業

と同一視して課税し、法律で保護され保障されている団体と同様の扱いを税制上だけに強制しているのは、現行法の立場からみても、租税法律主義、憲法第三十条、第八十四条に違反し、租税公平の原則を無視した民主主義の破壊であり、違憲違法の行為である。

二、勞音、勞演に對し不當に課税する
と同時に、勞働組合、民主團體に對し、税務に名をかりた不法な立入調査がひん発しているが、これは課税によつてその財政を壓迫し、組織動態をつかむ目的でなされているものであり、必要とあれば脱税の汚名をかぶせ組織を破壊しようとするものである。つて、憲法に保障された「集会、結社の自由」と「團結權」を侵害し、民主主義をじゅうりんするものである。

第三十三号中正誤

						ヘシ
五	四	三	二	一	三	段
四	三	五	七	一	三	
						行
三	七	八	卒	直	二	転出
徹極	清算勘定、 徹極	い、のじやな か、のじやない	全然	率直	輸出	誤正